

### 3 令和6年度被保険者証廃止と資格確認書について

# ●マイナンバーカードと被保険者証の一体化

マイナンバー法等の一部改正（令和5年6月9日公布）等より抜粋

## 【被保険者証の廃止】

- 令和6年秋に被保険者証を廃止するとともに、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある方（※1）が必要な保険診療等を受けられるよう、申請により「資格確認書」を提供する。⇒すべての被保険者の円滑な保険診療を可能に

※1 マイナンバーカードを紛失した・更新中の方、介護が必要な高齢者や子どもなどマイナンバーカードを取得していない方、ベビーシッターなどの第三者が本人の資格確認を補助する必要がある場合など

- 短期被保険者証の仕組みは廃止する。
- 発行済みの被保険者証は、施行後1年間（先に有効期間が到来する場合は有効期間まで）有効

## 【資格確認書の仕組み】

- 資格確認書の有効期限は、「1年」を限度。
- 必要と認める時（※2）は職権で申請なしに資格確認書を発行することが可能（経過措置）

※2 申請勧奨、代理申請の要請等を行っても申請が期待できない場合